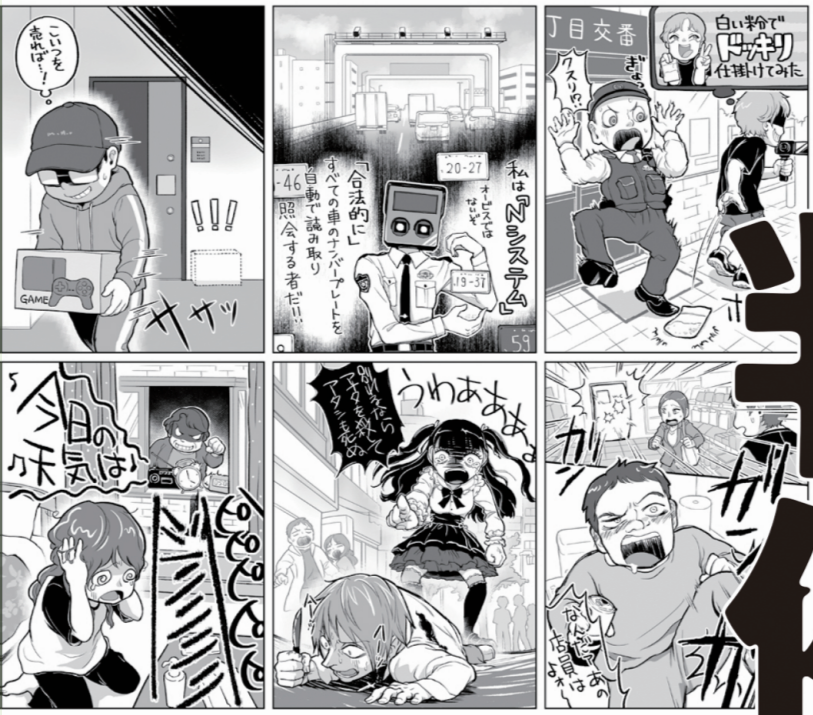
マンガで分かる 判例



「判例って難しそう」と感じるあなたに！

昇任試験で毎年でる判例を掲載！

スキマ時間にサクッと読める！



立花書房



マンガで分かる判例

本書の使い方

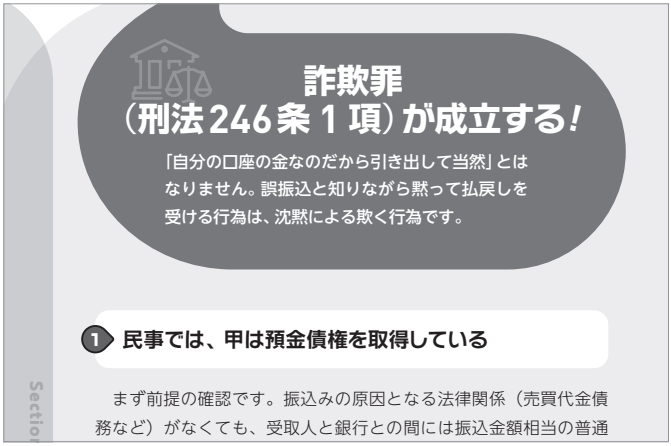
マンガイラスト

各Sectionの冒頭には、テーマとなるマンガイラストを配置しています。「こういうときは何の犯罪が成立するだろうか」「こういう条件だったら犯罪が成立するのではないか」と考えてみましょう。次ページからの解説とあわせてお読みください！



結論 & 解説

イラストでは何の犯罪が成立するのか、あるいはしないのか、易しい言葉でかみ砕いて解説します。判例が、事件に対してどのような働きをしているのか、また類似の事件にどのように役立つのかを意識しながら読んでみましょう。



○×クイズで確認しよう!

Sectionの最後に、知識を一問一答で確認しましょう！　インプットとアウトプットを細かく繰り返すことで、試験で使える確かな知識が定着します。

○×クイズで確認しよう!

(1) 誤振込であっても、受取人は預金債権を取得する。

(2) 受取人は、誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務を負う。

(3) 誤振込と知りつつ黙って払戻しを受ければ詐欺罪が成立する。

(4) 預金債権を有する以上、払戻行為は常に適法である。

(5) ATMでカードを使い誤振込金を引き出せば詐欺罪となる。

Section 7

解答

(1) ○ 振込みの理由があったかどうかは関係ありません。民事上は、受取人が正当な預金者になります。

(2) ○ 銀行は知らせを受ければ組戻しなどの手続ができます。だから受取人には伝えるべき義務があるとされました。

(3) ○ 積極的なウソはなくても、伝えるべきことを黙っていること自体がだます行為になります。

(4) × 民事で権利があることと、刑事で罪にならないことは別問題です。黙って引き出せば詐欺罪になります。

(5) × 機械がだまされるということはないので、詐欺罪にはなりません。この場合は窃盗罪になります。

マンガで分かる判例

Contents

1 体に触れてないんだから暴行じゃないだろ!? …… 7

2 ドッキリだから犯罪じゃないだろ? …… 11

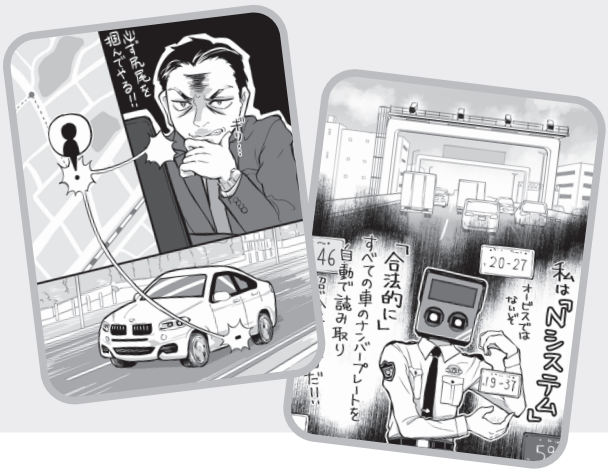
3 引越し! 引越し!さっさと引越し! …… 15

4 私の赤ちゃん、ゆっくり休んでね…… …… 19

5 身体全部入ってないと侵入じゃないよね? …… 23

6 置き配の荷物を売って金にしよう…… …… 27

7 俺の口座なんだから俺の金だよね? …… 31





8 建物じゃなくてドアを壊しただけだろ? …… 35

9 子どもが勝手にやったんだから親は無関係だろ? …… 39

10 別れるくらいならあなたを殺して私も死ぬ! …… 43

11 GPS 捜査で継続監視……できる? …… 47

12 血のつば……乱闘騒ぎで通報された犯人か? …… 51

13 逃げ続けたら現行犯逮捕の時間切れだろ? …… 55

14 Nシステムってプライバシー権的に大丈夫? …… 59

本書のコンセプト

判例は、覚えるものではなく、使うものです。

「体に触れてないんだから暴行じゃないだろ!?」「俺の口座なんだから俺の金だよね？」――本書の各Sectionのタイトルは、どれも現場で実際に耳にしそうな「言い分」や「疑問」の形をしています。判例は、本来、そうした言葉に裁判所が答えを出してきた記録なのです。

ところが一般的な判例集は文字ばかり。読み通すだけで消耗し、「判例は難しい」という印象だけが残ります。判例が嫌い、難しいと感じるのは、能力ではなく入口の問題です。

本書は、その入口を工夫しました。まずマンガでケースを目に焼きつけ、次に結論をドンと示し、その上で解説がケースをひとつずつ分解します。最後は○×クイズで確認しましょう。わかったつもりを、問題を解ける状態に深めて次へ進みます。

読み終えたとき、判例が暗記の対象ではなく、目の前の事件を組み立てる手がかりに変わっているはずです。

体に触れてないんだから暴行じゃないだろ!?





公務執行妨害罪が成立する!

警察官の体に指一本触れていなくても、差し押さえようとしている証拠物を踏み壊す行為は、公務員に対する「暴行」に当たります。

1 「暴行」は公務員の体に直接でなくてもよい

公務執行妨害罪は、職務を執行している公務員に対して「暴行又は脅迫」を加えたときに成立します。ここでいう「暴行」は、公務員の身体に直接加えるものに限られません。判例は、公務員に向けられた不法な有形力の行使であれば、直接か間接かを問わないとしています。

2 イラストのケースでは?

犯人は刑事を殴ったわけでも、突き飛ばしたわけでもありません。しかし、刑事は令状に基づき、発見した注射器を差し押さえるために整理していました。その注射器を目の前で踏み潰す行為は、形の上では「物」への攻撃ですが、実質的には差押えという職務を行っている警察官に向けられた有形力であり、職務の執行を妨害するに足りるものです。

判例も、警察官が証拠物として差し押さえ、整理のため置いてい

た覚醒剤注射液入りアンプルを足で踏みつけて損壊した事案で、公務執行妨害罪の成立を認めています（最決昭34.8.27）。

3 前提となる「職務の適法性」

公務執行妨害罪は、職務が適法であることが前提です。捜索差押許可状に基づき、犯人を立会人として捜索している場合、適法な職務執行といえます。

4 「証拠隠滅罪」にはならないの?

「証拠を壊したのだから証拠隠滅罪では？」と考えたくなりますが、証拠隠滅罪（刑法104条）の対象は「他人の刑事事件」に関する証拠に限られます。自分の事件の証拠を隠さないよう期待することは難しい（期待可能性に乏しい）ため、処罰の対象から外されているのです。したがって、証拠隠滅罪は成立しません。だからこそ、現場で証拠を壊された場面では、公務執行妨害罪の成否を検討することが重要になります。

5 自分の物でも「器物損壊」になりうる

注射器はイラストの犯人の物ですが、差押えを受けた物であれば、自己の物でも器物損壊罪の規定が適用されます（刑法262条・261条）。

○×クイズで確認しよう！

⑴　公務執行妨害罪の暴行は、公務員の身体に直接加える必要がある。

⑵　差押えのため置かれた証拠物を足で踏み壊す行為は、暴行に当たる。

⑶　自己の刑事事件の証拠を壊しても、証拠隠滅罪は成立しない。

⑷　職務が違法であっても、公務執行妨害罪は成立する。

⑸　差押えを受けた自己の物を損壊しても器物損壊罪は成立しない。

解答

⑴ ×　体に触れなくても大丈夫です。警察官に向けられた力であれば、物を通した「間接暴行」でも暴行になります。

⑵ ○　壊したのは「物」でも、狙われているのは差押えという仕事そのものです。だから警察官への暴行と評価されます。

⑶ ○　自分の事件の証拠を隠さないということは期待可能性に乏しいので、証拠隠滅罪は他人の事件の証拠だけを処罰の対象にしています。

⑷ ×　守られるのは適法な職務だけです。違法な職務は、そもそもこの罪で保護されません。

⑸ ×　自分の物でも、差押えを受けていれば別です。刑法262条が、この場合に器物損壊罪の適用を認めています。

ドッキリだから犯罪じゃないだろ?





偽計業務妨害罪（刑法233条）が成立する！

警察官の仕事も、業務妨害罪で守られる「業務」に当たります。ニセの覚醒剤で警察官をだまし、本来の仕事をできなくさせた行為は「偽計」による業務妨害です。

1 公務執行妨害罪にはならない

まず考えたくなるのは公務執行妨害罪（刑法95条１項）です。しかし、この罪は公務員に対する「暴行又は脅迫」が必要です。甲はポリ袋を落として逃げただけで、警察官に暴行も脅迫もしていません。したがって、公務執行妨害罪は成立しません。

2 警察官の仕事は「業務」に当たるのか

そこで問題になるのが業務妨害罪です。ただ、警察官の仕事は「公務」です。公務が業務妨害罪の「業務」に含まれるかについて、判例は、強制力を行使する権力的公務でなければ「業務」に当たるとしています（最決昭62.3.12）。強制力を持つ公務は、自分の力で妨害を排除できるため、業務妨害罪で守る必要がないという考え方です。

では、強制力の典型である警察の仕事はどうでしょうか。ここでのポイントは、何が妨害されたのかです。本件で妨害されたのは、

犯人を確保する活動そのものではありません。犯人のいたずらがなければ行われていたはずの当直、警ら活動、交番勤務などの「本来の仕事」です。こうした仕事は、強制力で犯人のウソを排除できる性質のものではありません。

判例も、警察官の前で覚醒剤所持を装った同種事案で、警察官は偽装かどうかをその場で判断できず、確保・職務質問・任意同行・取調べなどを余儀なくされた結果、本来遂行されたはずの職務が妨害されたとして、業務妨害罪の成立を認めています（名古屋高金沢支判平30.10.30）。

3 「偽計」に当たるか

「偽計」とは、人をだましたり、人の勘違いや無知を利用したりする手段をいいます。砂糖を覚醒剤のパケに見せかけて落とし、逃走する行為は、警察官に「覚醒剤の所持者が逃げた」と誤信させるのに十分です。現に予試験や尿検査まで行われ、たくさんの警察職員が本来の仕事を中断しています。まさに偽計による業務妨害です。

4 動画のための「いたずら」でも許されない

犯人は「ドッキリのつもり」かもしれませんが、警察官を本気で動かすこと自体が狙いであり、妨害の故意に欠けるところはありません。

○×クイズで確認しよう！

⑴　暴行・脅迫がなくても、公務執行妨害罪は成立する。

⑵　公務は一切、業務妨害罪の「業務」に当たらない。

⑶　偽計には、人を欺く行為や錯誤を利用する行為が含まれる。

⑷　イラストのケースで、粉末が覚醒剤でなかった以上、業務妨害罪は成立しない。

⑸　動画投稿目的のいたずらでも、業務妨害の故意は認められる。

解答

⑴ ×　この罪には暴行か脅迫が必要です。袋を落として逃げただけでは、どちらにも当たりません。

⑵ ×　強制力を使って妨害を自分で排除できる公務は除かれますが、それ以外の公務は「業務」として守られます。

⑶ ○　正面からウソをつく場合だけでなく、相手の勘違いや知らないことにつけ込む場合も「偽計」に含まれます。

⑷ ×　問題は中身ではなく、警察官が本来やるはずだった当直や警らを中断させられた点です。妨害は現実に起きています。

⑸ ○　「ドッキリのつもり」でも、警察官を本気で動かすことこそが狙いですから、妨害の認識があったといえます。

令和８年版

警察実務重要裁判例

ここでしか読めない判例を含む42選！

憲法・行政法

刑法・特別刑法

刑事訴訟法

組織犯罪対策・生活安全

交通

公安・外事

知っておくと差がつきます！

立花書房

警察実務
重要裁判例

令和8年版

はしがき

近年、法改正やIT技術の発展等による捜査手法の多様化により、警察官が日々行う捜査もこれまで以上に高度かつ複雑化しているところ、現場の捜査活動においても、新しい技術はもとより、制度や法解釈への正しい理解が強く求められているところです。

こうした状況に鑑み、本書は、現職の検察官に執筆を依頼し、主に警察実務の参考となることを期して近時の判例を取り上げて解説していただき、編集・発刊したものです。

業務や研修、自己研鑽の一助としてご活用いただければ幸いです。

本書の編集・発刊に当たり、ご尽力いただきました関係各位には、心より感謝申し上げます。

警察公論 編集部

警察実務重要裁判例　目次

第1編　一般刑事法

刑法・特別刑法

1 監護者と共謀の上、性交等に及んだ非監護者について、刑法65条1項の適用により監護者性交等罪の共同正犯が成立するとされた事例 …… P12

2 マンション内の集合ポストに投函された投函物の内容を撮影する目的で、同投函物を一時的に取り出した行為について、不法領得の意思等が認められ、窃盗罪の既遂が成立するとされた事例 …… P17

3 国立大学病院の医師・医学博士作成名義のメディカルレポートの公文書性を認め、その内容を確認して虚偽の署名をした行為は、有印公文書偽造罪の実行行為たる「偽造」に当たると判断した事例 …… P22

4 傷害の共同正犯者中の1人に正当防衛が成立する場合に、他の2人について急迫性の要件を欠くとして正当防衛は成立しないと判示された事例 …… P27

5 刑の執行のため検察官から呼出しを受けていた被告人が出頭しなかった事案において、不出頭の故意を認めた事例 …… P33

6 「銃砲刀剣類所持等取締法」（以下「銃刀法」という。）2条1項1号における「小銃」に該当するか否かの判断に当たり、銃腔内に腔旋があるという外形的な事情が認められれば、発射した個別の弾丸に確実に旋回運動を生じさせることまでは要しないとされた事例 …… P37

7 生後 5 か月の幼児を抱いて川岸から川の中央付近まで歩いた際、後方に転倒して同児を水中に落下させ、被害者を溺死させた行為が殺人の実行行為に当たるとされた事例 P42

8 自らが出産したえい児の死体をビニール袋に入れてごみ箱内に入れるなどした行為について死体遺棄罪の成立を認めた事例 P46

9 監護者わいせつ罪における「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」の要件該当性が問題となった事例 P52

10 口座を第三者に譲渡する意思を秘して、口座開設アプリケーションを利用して銀行口座を開設した事案において、財産上の利益を得たものとは認められない旨判示した 1 審判決につき、刑法 246 条 2 項の解釈適用を誤ったものであるなどとして破棄した事例 P56

11 被害者方敷地と隣地の境界線が垣根やパイロンバー等で仕切られている土地に無断で立ち入った行為につき、同敷地が被害者方居宅の利用に供されるものであることが明示された囲繞地であるとして、住居侵入罪の成立を認めた事例 P60

刑事訴訟法

1 通訳人の不正確な通訳により、原審裁判所が、被告人は公判廷において自白していないのに、自白したと誤解したまま手続を進行させ、判決でも上記供述を事実認定に用いた原審の手続には訴訟手続の法令違反があるとして、原判決を破棄し、差し戻した事例 P66

2 警察官が別件で被告人方を捜索した際、当該別件では差し押さえるべき物に該当しないメモを手持ちのノートに書き写し、その後、当該ノートの内容を報告書化した事案において、経緯を全体として見ると無令状の検証に当たり得る嫌いがあると指摘した事例 P71

3 私人が刑事告発に利用する目的で秘匿撮影した動画の証拠能力について、証拠収集行為の違法性の程度を考慮した上で、同動画の証拠能力を認めた事例 P77

4 公務執行妨害罪で現行犯人逮捕したもののその被疑事実自体が認定できず、さらに、それに至る職務質問にも許容限度を超えた違法な有形力行使が認められる以上、同逮捕手続の違法の程度は重大であるとして、その身柄拘束状態を利用して得られた証拠の証拠能力が否定された事例 P82

5 病院の診療記録中、刑訴法323条2号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断を違法とした原判決の判断を支持した事例 P88

6 警察の捜査遅延により、犯時少年であった被告人が成年切迫の状態で検察庁に送致され、検察官において被告人を家裁送致した後逆送され、検察官において被告人を起訴した事案において、特段の事情もないのに捜査を著しく遅延させ、家裁による審判の機会を失わせたものであり、極めて重大な職務違反で捜査に違法性が認められるとしたものの、公訴提起自体が無効とまではいえないとした事例 P94

第2編　組織犯罪対策・生活安全

組織犯罪関係

1 フィリピンを拠点とする特殊詐欺事案に関し、被告人がかけ子として関与していない犯行にも他の共犯者との共謀を認めた事例 …… P100

2 いわゆる還付金詐欺（電子計算機使用詐欺）とこれに続く現金自動預払機からの引出し（窃盗）の事案において、現金自動預払機からの引出しを担当した出し子につき、還付金詐欺（電子計算機使用詐欺）についても共同正犯の成立を認定した事例 …… P106

3 露店出店権の詐取を前提犯罪とする同出店権に基づく営業によって得た売上金について、同出店権の「保有又は処分に基づき得た財産」として、「犯罪収益に由来する財産」に該当するとした事例 …… P111

4 被告人が、同人の内妻が同乗していないのに、内妻名義のETCカードを使用してETCレーンを通過し、高速道路管理会社が管理する電子計算機に当該ETCカード情報等を送信させた行為につき、「虚偽の情報」（刑法246条の2）を与えるものと認め、これを否定した原判決を破棄・差戻しした事例 …… P117

5 組織的詐欺事件の捜査過程で実施された通信傍受について、一部の手続に通信傍受法違反があるとされたが、当該通信傍受で得られた通信傍受記録等の証拠能力が否定されるような重大な違法はないとされた事例 …… P124

薬物関係

1 麻薬及び向精神薬取締法の麻薬原料植物として指定されていない植物を原料として生成された麻薬成分含有製品について「麻薬」該当性を認め、同製品の製造等について同法違反の成立を認めた事例 P130

2 覚醒剤取締法違反（覚醒剤自己使用）において、被告人に対する強制採尿手続に先行する警察官の行為に重大な違法があるとして、強制採尿手続により得られた尿の鑑定書等の証拠能力が否定されて、被告人に無罪が言い渡された事例 P140

風俗関係

1 歓楽街にあるバッティングセンターが設けられた建物の駐車場敷地内において、売春目的でたたずむなどしながら男性から声を掛けられるのを待っていた行為について、売春防止法５条３号にいう「公衆の目に触れるような方法で客待ちをし」たとは認められないとした事例 P146

2 ホストクラブの未払飲食代を回収する目的で客の自宅に押し掛けるなどした行為について、令和７年５月の風営法改正で新設された禁止行為に該当するとした事例 P156

3 盗撮映像の内容が、着替え部屋において着替えをしている女子児童の胸などの性的部位が短時間映っているに過ぎないものであっても、児童ポルノに該当すると認めた事例 P161

4 「AIによって衣服を着用した画像を裸の画像に加工できる」旨を標榜するインターネット上の画像編集サイトで実在の児童の画像を編集・加工して作成された性的画像について、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律上の児童ポルノ該当性を認めた事案 P168

第3編　交通

交　通

1 居眠り運転による赤信号看過の弁解を排斥して、赤信号殊更無視による危険運転致死罪を認めた事例 …… P176

2 全赤状態での交差点進入について危険運転致死罪の成立を認めた事例 …… P180

3 救護義務違反の成立には「一定の時間的場所的離隔を生じさせて、これらの義務の履行と相容れない状態にまで至ったことを要する」として救護義務違反の成立を否定した原審の判断枠組を否定し、逆転有罪とした事例 …… P186

4 制限速度の 2 倍近くの速度で直進走行してきたバイクに自車を衝突させた右折トラック運転者に過失運転致死罪の成立を認めた原審判断を維持した事例 …… P195

5 被告人車両の速度違反が認められず、道路にうずくまっていた高齢被害者を物と誤認したことはやむを得ないとして無罪とされた事例 …… P200

6 一審判決が認定した衝突地点には誤りがあり、訴因変更後の公訴事実についても結果回避可能性がないとして、逆転無罪とされた事例 …… P206

7 主位的訴因については、被害者運転二輪車がウインカーを付けずに進路前方に進入してきた可能性を否定できず、予備的訴因については被告人運転車両の速度違反を認定できないとして無罪とされた事例 …… P212

8 積雪時の注意義務の内容を具体的に判示して、過失運転致死罪の成立を認めた原審を維持した事例 P218

9 湾曲道路を時速45キロメートルで箱乗り走行運転して惹起した死亡事故について制御困難高速度危険運転致死罪の成立を認めた事例 P224

第4編　公安・外事

外事関係

1 いわゆる不法残留罪により執行猶予付きの有罪判決を宣告された外国人が、出入国在留管理当局により収容されたものの、仮放免許可により出所し、その後、仮放免許可が取り消されたにも関わらず、引き続き本邦に滞在したという事実について、不法残留罪の成立を認めた事例 P234

2 特別防衛秘密が記録された電磁的ファイルを、特別防衛秘密の取扱い権限のない者に対し、PCの画面等に表示させて閲覧させるとともに、同人が所持していたUSBメモリに同電磁的ファイルを記録保存して供与した行為について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反の罪の成立を認めた事例 P238

第5編　憲法・行政法

行政法

1 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例 P246

法令略称一覧

か	**刑訴法**	刑事訴訟法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
さ	**自動車運転死傷処罰法**	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
た	**道交法**	道路交通法

判例アドレス略称一覧

大判（決）	大審院判決（決定）
最判（決）	最高裁判所判決（決定）
最大判（決）	最高裁判所大法廷判決（決定）
高判（決）	高等裁判所判決（決定）
地判（決）	地方裁判所判決（決定）
地○○支判（決）	地方裁判所○○支部判決（決定）

公刊物略称一覧

刑集	最高裁判所刑事判例集
	大審院刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁判集刑事	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高刑特報	高等裁判所刑事判決特報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）
曹時	法曹時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

第1編

一般刑事法

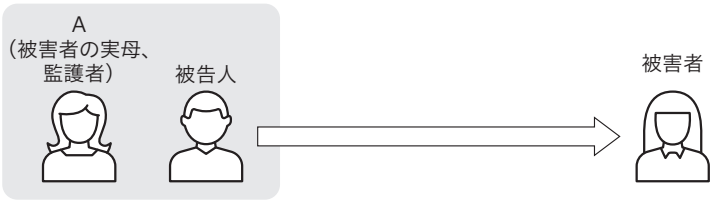
刑法・特別刑法 1

監護者と共謀の上、性交等に及んだ非監護者について、刑法65条１項の適用により監護者性交等罪の共同正犯が成立するとされた事例

最決令７.1.27（確定）
刑集79巻１号１頁、LLI／DB判例秘書（判例番号）L08010004

関連条文　刑法60条、65条１項、令和５年法律第66号による改正前の刑法179条２項、177条前段

事実と争点等



被告人は、被害者（当時16歳）の実母であるAと共謀の上、被害者と性交等をした

非監護者である被告人が、監護者であるAと共謀して被害者と性交等をした場合、被告人に監護者性交等罪が成立するのか？

1　事案の概要等

本件は、被告人が、被害者（当時16歳）の実母であるA（以下「A」という。）と共謀の上、被害者と性交等した事案である。

被害者とAの家庭は、いわゆる母子家庭であり、被害者はAの養育下にあった。被告人は、Aの交際相手であったところ、被害者が11歳の頃から被害者の裸体に興味を持つなどし、裸の写真を撮影するなどしていた。被告人は、次第に、被害者との性交をも望むようになり、被害者に対し、直接又はAを介して、性交を要求するようになった。被害者及びAは、当初、被告人からの要求を拒んでいたものの、Aは、被告人との関係継続のためには、被害者が被告人と性交することはやむを得ないと考えるようになり、Aも、被害者に対し、被

告人と性交するよう説得した。被害者は、被告人のみならず、Aからも被告人との性交を要求されたことを契機に、被告人との性交を拒むことができなくなり、本件被害に至ったものである。

2　争点及び原判決等の判断

弁護人は、非監護者である被告人が被害者と性交等した場合には、監護者性交等罪の共同正犯は成立しないとして、監護者性交等罪の事実について無罪であると主張していたが、第一審、控訴審いずれにおいても、監護者の影響力を認識して利用する意思で性交に及んだなどとして、被告人に対し、刑法65条1項を適用し、監護者性交等罪の共同正犯として、有罪判決（第一審において懲役6年の実刑、控訴審において被告人の控訴を棄却。）を言い渡した。その上で、刑法65条1項を適用した控訴審の判決は不当であるなどとして、被告人が上告した上告審の判断が本決定である。

なお、本件では、Aも共同正犯として公判請求されたが、第一審で懲役5年の有罪判決を受けた後、Aが控訴せず確定している。また、本件では、監護者性交等罪のほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反でも公判請求されているが、紙幅の都合上、同違反については割愛する。

判旨

本決定は、「18歳未満の者を現に監護する者（監護者）の身分のない者が、監護者と共謀して、監護者であることによる影響力があることに乗じて当該18歳未満の者に対し性交等をした場合、監護者の身分のない者には刑法65条1項の適用により監護者性交等罪（略）の共同正犯が成立すると解するのが相当である。被告人は、当時16歳であった本件児童の監護者ではないが、監護者である同児童の実母と意思を通じ、被告人との性交に応じるよう同実母から説得等された同児童と性交をしたというのであるから、被告人に監護者性交等罪の共同正犯が成立することは明らかである。」と判示し、上告を棄却した。

解説

1　監護者性交等罪について

令和5年法律第66号による改正前の刑法（以下「改正前刑法」という。）179条2項は、「18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であるこ

とによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第177条の例による。」と規定している。

「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」とは、「現に監護する者であることによる影響力」が一般的に存在し、かつ、当該行為時においてもその影響力を及ぼしている状態でわいせつな行為等をすることをいうと解されている。その上で、「乗じて」というためには、わいせつな行為又は性交等に及ぶ特定の場面において、影響力を利用するための具体的な行為を行うことは必要なく、影響力を及ぼしている状態でわいせつな行為又は性交等を行ったことで足りると解されている（以上につき、条解刑法第４版補訂版538頁）。

本件では、被害者を養育していたAが「現に監護する者」であり、被告人は「非監護者」であると認定された。

2　身分犯の共犯について

身分犯の共犯については、刑法65条が規定しており、同条１項は、真正身分犯（身分を有することによって始めて犯罪が成立し得る場合、例えば、虚偽公文書作成罪における「公務員」が該当。）の共犯について定めた規定であり、同条２項は、不真正身分犯（一定の身分の存在によって刑が加重されたり減軽されたりする場合、例えば、常習賭博罪における「常習者」が該当。）の共犯について定めた規定であるとするのが判例・通説の立場である（前掲条解刑法266頁、267頁、271頁）。

監護者性交等罪における「監護者」については、原判決が「監護者性交等罪の主体は、18歳未満の者を現に監護するものという一定の身分を有する者に限られている」と判示するとおり、真正身分犯であると解されており、その共犯関係については、前記の区分に従えば、刑法65条１項が適用されることとなる。

刑法65条１項は、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。」と規定しており、身分者の行為に非身分者が加功した場合に、非身分者が共犯となることを規定したものである。

本件においては、性交等を行ったのは非身分者である被告人であり、非身分者の行為に身分者であるAが加功したことから、同項を適用できないなどと弁護人が主張し、被告人に監護者性交等罪の共同正犯が成立するかが問題となった。

3　本件判示について

本決定は、「18歳未満の者を現に監護する者（監護者）の身分のない者が、監護者と共謀して、監護者であることによる影響力があることに乗じて当該18歳未満の者に対し性交等をした場合、監護者の身分のない者には刑法65条１項の適用により監護者性交等罪（略）の共同正犯が成立すると解するのが相当である。」と判示し、被告人に監護者性交等罪の成立を認めた。

この監護者性交等罪が設けられた趣旨は、一般的に、18歳未満の者は、精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監護し保護している監護者に精神的・経済的に依存しているところ、監護者が、そのような依存・被依存ないし保護・被保護の関係により生ずる監護者であることによる影響力があることに乗じて、18歳未満の者に対し、性交等をすることは、18歳未満の者がそれに応じたとしても、自由な意思決定に基づくものとはいえず、改正前の強制性交等罪と同じく、その者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害するといえるからであるとされている（松田哲也＝今井将人「刑法の一部を改正する法律について」・法曹時報69巻11号247頁）。

このように監護者性交等罪の保護法益が18歳未満の被害者の性的自由ないし性的自己決定権にあるとするならば、監護者であることによる影響力が及んだ状態で、それに乗じて非監護者が性交等をした場合には、被監護者である被害者の性的自由ないし性的自己決定権が侵害されたということができ、本件判示の内容は、監護者性交等罪の立法趣旨等を踏まえた妥当なものといえる。

その上で、本件判示を踏まえれば、非監護者に共同正犯が成立するには、監護者と非監護者との間で相互に意思連絡が必要であることに加え、監護者であることによる影響力を被監護者である被害者に及ぼしている状態であり、かつ、非監護者においてこれを認識した上で、非監護者が性交等を行ったと認められることが必要であり、捜査機関としては、非監護者が性交等を行った際に、監護者の影響力が被監護者である被害者に及んでいることを示す事実関係を証明する証拠の収集が必要となるものと考えられ、この点に留意する必要がある。

本件においては、犯行に至る経緯や犯行状況等について、具体的かつ詳細な事実関係が認定されており、このような事実関係を立証する証拠を、捜査機関において適切に収集したことが、本決定に結びついたものと思われる。

4　おわりに

本件のように、実母が交際相手等からの要求に応じて協力し、被害者である子どもが性被害に遭う事案というのは、相当数発生しているものと思われる。このような場合について、令和５年改正後の刑法176条１項７号に掲げられた「虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること」や同項８号「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」に該当するとして、不同意わいせつ・性交等罪が適用できる場合もあると思われるものの、いまだ監護者わいせつ・性交等罪のみに擬律すべき事案は相応に存在するものと思われ、本決定は、実務上参考になると思われる。